【農地制度】

1

自己紹介

No. 8

髙田　武（たかだ たけし）
全国農業会議所　農政・担い手対策部専門員

昭和54年4月栃木県農業会議に就職　　平成30年3月退職
在職中、農業者年金、農地法等農地制度業務、経営対策業務及び農業法人協会等農業経営者組織の運営等を担当
特に、複式農業簿記記帳や税務及び家族経営協定、農業経営の法人化、経営継承等の分野で実務的知見を有する
平成30年4月から現職

主な著書：「よくわかる農家の青色申告」（共著）
「農業者のための消費税の届け出から申告まで」（共著）
「複式農業簿記実践テキスト」（共著）
（いずれも全国農業会議所出版）
その他執筆多数

2

本講義のねらい

- 農地と農地の単位
- これまでの主な農地制度の移り変わり
- 農地制度の概要と運用に関わる法律
- 農地の貸借、売買・贈与
- 農地権利移動の実態
- 農地所有適格法人
- 農地の転用
- 農地に関する税制

農地制度のポイントについて①

- 農地制度に関係する主な法律

「農地」とは耕作の目的に供される土地とされている。農地制度に関する主な法律は、「農地法」、「農振法」、「基盤法」、「農地中間管理法」の4つで、それぞれ目的が異なる。運用にあたっては、農業委員会や農地中間管理機構など決められた組織が役割を果たしている。

- 農地の貸借、売買等

農地の貸借・売買には3つの方法があるが、農地法の許可等を受けない売買・貸借は効力が生じない。

- 法人で農地の所有権を取得できるのは農地所有適格法人のみ

農地所有適格法人になるには、4つの要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者要件）を満たす必要がある。ただし、国や知事等の認可事項ではない。

農地制度のポイントについて②

- 解除条件付き貸借は一般法人でも個人でも可能

農地の解除条件付き貸借は、一定の要件を満たせば、一般法人でも個人でも可能（ただし、農地法の許可等は必要）。
農地の権利移動では、貸借が主流を占めている。

- 農地の転用（農地以外の用地にすること）

農地の転用は、転用しようとする農地の所在地の農業委員会を経由して、原則として都道府県知事または農林水産大臣が指定する市町村長の許可が必要。

- 農地税制

固定資産税において農地は、一般農地・市街化区域農地に区分。
一般農地は、農地としての利用を目的とした評価額（農地評価）に、負担調整措置が講じられた農地課税がなされている。
市街化区域農地は、宅地並評価に負担調整措置が適用された農地に準じた課税となる。
また、農地を相続や生前一括贈与した場合、課税の特例がある。

5

農地と農地の単位

No. 8

➢ 「農地」とは、耕作の目的に供される土地とされている（農地法第２条第１項）。

- 耕作とは土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培すること。
- 農地の判断は、その土地の現況によって判断し、土地登記簿の地目によって判断するものではない。
  なお、現に耕作されていなくても、休耕地や不耕作地も農地に含まれる。

➢ 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるものとされている（農地法第２条第１項）。

➢ 一般的には、農地及び採草放牧地を「農地等」としており、農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業法では、農地と採草放牧地をあわせて「農用地」と定義している。「農用地等」は、混牧林地・農業用施設用地が含まれる。

➢ 農地の単位は次のとおり。基準単位は10a（アール）が用いられる場合が多い。

- 1a（アール）＝100㎡＝1畝（セ）　約30坪
- 10a（アール）＝1,000㎡＝1反（タン）　約300坪
- 1ha（ヘクタール）＝10,000㎡＝1町（チョウ）　約3000坪

6

これまでの主な農地制度の移り変わり①

➢昭和21年 「自作農創設特別措置法」制定

- 農地改革（昭和22年～25年）は、国が地主から174万町歩の農地を買収し、国が所有していた農地等19万町歩を合わせ、193万町歩が約474万戸の農家に売り渡された。
  結果、自作地率（耕作者自ら所有する農地）は90%、小作地率は10%未満となった。

➢昭和27年 「農地法」制定

- 農地改革の効果を恒久化し、「耕作者が所有することを促進する」（自作農主義）ことを目的とし、農地移動制限および農地転用制度などを立法化。

➢昭和37年 「農地法」改正

- 農業生産法人制度を創設。

➢昭和43年 「都市計画法」制定（以下「都計法」）

- 線引き都市計画区域（市街化区域・市街化調整区域）、非線引き都市計画区域などに分け、計画的な土地利用を図るための基本法。

7

これまでの主な農地制度の移り変わり②

➢昭和44年 「農業振興地域の整備に関する法律」制定（以下「農振法」）

- 農業を振興すべき地域の指定と当該地域に必要な施策を計画的に推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として成立。

➢平成5年 「農業経営基盤強化促進法」制定（以下「基盤法」）

- 認定農業者制度（農業経営改善計画の認定制度）の創設。
- 農用地を効率的かつ安定的な農業経営に結びつけ権利移動の円滑化を図る利用権設定等促進事業と、その効果を直接生じさせる農用地利用集積計画について規定。

➢平成21年 「農地法」「基盤法」改正

- 農地法 → 農地を効率的に利用する者による権利の取得（耕作者主義）を促進することとし、解除条件付き貸借により一般法人の農業参入を容認。
- 基盤法 → 農地利用集積円滑化事業の創設。

8

これまでの主な農地制度の移り変わり③

➢平成26年 「農地中間管理事業の推進に関する法律」 制定（以下「農地中間管理事業法」）

- 農地の中間的受け皿として農地中間管理機構を設立。
- 農地中間管理機構が出し手から農用地利用集積計画等により農用地等を借り受け（農地中間管理権）、公募した借受希望者に面的集積に配慮して貸し付ける（農用地利用配分計画）農地中間管理事業を創設。

➢平成28年 「農地法」改正

- 農業生産法人から農地所有適格法人に名称変更
- 農地所有適格法人の要件緩和

① 農業者以外の構成員の議決権等に関し、総株主の議決権等の1/2未満まで認める。

② 法人の理事等の農作業従事要件に関し、その法人の理事等又は省令で定める使用人のうち1人以上が、農作業に原則60日以上従事する。

9

農地制度の概要と運用に関わる法律①

No. 8

➢ 農地法

- 農地等の貸借（使用収益権＝賃借権（有償）・使用貸借権（無償）の設定・移転等）、売買・贈与（所有権の移転）等の権利移動について、法３条に基づき農業委員会に当事者が許可申請書を提出し、許可を受ける必要。
※許可を受けない権利移動は無効
なお、相続（遺産分割、相続人への特定遺贈・包括遺贈）等は許可不要だが権利取得後10カ月以内に農業委員会に届出する必要。
- 農業委員会は、総会または部会で許可･不許可を審議･決定する。
- 一般農地を農地以外に転用する場合、法４条（自己所有農地を転用）・法５条（他者所有農地を売買･貸借し転用）に基づき、農業委員会に当事者が許可申請書を提出し、農業委員会を経由して知事・指定市町村の長の許可を受ける必要。
- 市街化区域内農地の転用は、農業委員会に届出書を提出する（知事等の許可は不要）。

10

農地制度の概要と運用に関わる法律②

基盤法

- 農用地の貸借（利用権）、売買等の権利移動について、法18条に基づき**市町村が農用地利集積計画**を作成し、農業委員会の決定を経て、市町村が計画を**公告**することで農地法の許可を受けることなく効果が発生する。

農地中間管理事業法

- **農地中間管理機構**が農用地等の出し手から、基盤法の農用地利用集積計画に基づく利用権、農地法の届出に基づく使用収益権の設定・移転等により**農用地等を借り受け、**
- 農地中間管理機構が農用地等の借受希望者を募集し、
- 市町村が農業委員会の意見を聞いて、農地中間管理機構が借り受けている農用地等を借受希望者に賃借権・使用貸借権等の設定・移転する農用地利用配分計画（案）を作成。
- **農地中間管理機構**が法18条に基づき**農用地利用配分計画を決定**し、**知事が認可・公告**して、農地法の許可を受けることなく効果が発生する。

11

農地制度の概要と運用に関わる法律③

農振法

- **知事**が、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を**農業振興地域**として**指定**。
- 農業振興地域のうち、**市町村**が将来的に農用地等として利用を図るべき地域を**農用地区域**として**指定**し、開発行為や農地転用を規制し、農業振興施策を集中的に実施。

  農用地区域＝農振青地、農用地区域以外＝農振白地という。
- 農用地区域は、土地ごとに農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地の４種類に指定され、指定された用途以外への利用が規制される。

12

農地制度の概要と運用に関わる法律④

➢ **特定農地貸付法・市民農園整備促進法**

- 市民農園を開設する場合に適用される。
  市民農園の主な要件：区画は10㌃未満、貸付け期間5年以内
- 開設主体は市町村と貸付協定を締結、貸付内容を定めた貸付規程を作成し、**農業委員会の特定農地貸付けの承認**を受け、これに従って運営する必要。
- 市民農園の開設と共にトイレ・休憩所等の施設を設置する場合は、**市民農園整備促進法**により、**特定農地貸付けの承認と農地転用許可**に係る手続きが**一括して**行える。
- 市民農園整備促進法による市民農園は、市街化区域もしくは市町村が指定した区域に限定され、市町村の認定を受けて開設可能。

13

農地の貸借、売買・贈与①

No. 8

➢ **農地法３条**に基づく農地等の貸借（使用収益権）、所有権の移転等に際しての**許可要件**

（１）**一般要件**（使用収益権、所有権の取得が可能）

① **全部効率利用要件**（3条2項1号）

１）農地等の権利を取得使用とする者、またはその世帯員等がすでに保有している農地等及び新規に許可申請している農地等を含め、全て効率的に耕作すること。

２）効率的に耕作するかについては、次の要素等を総合的に判断される。

ⅰ 機械が所有・リースを含めて確保されているか。

ⅱ 労働力が世帯員・雇用等を含めて確保されているか。

ⅲ 技術が世帯員・雇用者等を含めてあるか。

② **農地所有適格法人要件**（3条2項2号）…法人に適用される。

14

農地の貸借、売買・贈与②

③　農作業常時従事要件（3条2項4号）…個人に適用される。

- 原則的に世帯員等を含め農作業に年間150日以上従事すると認められること。

④　下限面積要件（3条2項5号）

- 権利を取得する者及びその世帯員等が取得後に耕作する農地等の面積が、都府県では50a（アール）北海道では2ha（ヘクタール）以上であること。
（農業委員会が別段の面積を設定し、公示したときはその面積）
- ハウスでの園芸集約的栽培等例外規定がある（施行令２条３項）。

⑤　地域との調和要件（3条2項7号）

- 地域における農地等の効率的、総合的な利用が確保できること。

15

農地の貸借、売買・贈与③

（２）解除条件付き貸借の要件

農地等の賃借権・使用貸借権を設定する場合、前記1.4.5の要件を満たし、次の要件を全て満たすときは、一般法人及び個人に農地等の賃借が許可される。

① 農地等を適正に利用していない場合に、貸借契約書に貸借を解除する条件が付されていること。

② 地域の他の農業者と適切に役割分担（集落での話し合いへの参加、水路の維持活動への参加など）し、継続的・安定的に農業経営が行われること。

③ 法人の場合は、業務を執行する役員又は責任を有する使用人の１人以上がその法人の行う耕作・養畜の事業（農作業・営農計画の作成・マーケティング等を含む）に常時従事すること。

なお、解除条件付き貸借で農地等を借りた者は、毎事業年度の終了後3カ月以内に、許可を受けた全ての農業委員会に農地等利用状況報告書を提出しなければならない。

16

農地の貸借、売買・贈与④

（３）農地賃貸借の解約等

- 期間の定めのある農地等の賃貸借において、期間満了の１年前から6ヶ月前までに更新しない旨の通知をしなければ、従前の賃貸借と同一条件でさらに賃貸借したものとみなされる（17条）。

- 農地等の賃貸借の当事者が、農地等の賃貸借の解除・解約の申入れ・更新拒絶の通知等をする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない（18条）。
  ただし、農地等引渡し期限前6ヶ月以内に成立した書面上明らかな合意解約、10年以上の期間の定めのある賃貸借の更新拒絶の通知等については知事許可は不要。

17

農地の貸借、売買・贈与⑤

➢ 基盤法による農用地の貸借（利用権）、売買等の市町村が作成する農用地利用集積計画の要件（18条3項）

（１）一般要件（利用権、所有権の取得が可能）

① 農用地利用集積計画の内容が市町村が作成する基本構想に適合すること。

② 利用権設定等を受ける者が次の全てに該当すること。

ⅰ 農用地の全てを効率的に耕作すること。

ⅱ 農作業に常時従事すること（個人の場合）。

ⅲ 農地所有適格法人の要件を満たすこと（法人の場合）。

③ 農用地の権利を有する者の全ての同意が得られていること。

- 共有農地の利用権は、５年以内で1/2を超える持ち分を有する所有者の同意で設定可能。

18

農地の貸借、売買・贈与⑥

（２）解除条件付き貸借の要件

前記（１）の②のｉの全部効率利用要件を満たし、次の要件を満たすときは、農地所有適格法人の要件を満たさない一般法人及び個人に解除条件付きの利用権（賃借権・使用貸借権）を設定できる。

① 地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うこと。

② 法人の場合、業務を執行する役員、責任を有する使用人の１人以上が、その法人の行う耕作・養畜の事業（農作業・営農計画の作成・マーケティング等を含む）に常時従事すること。

③ 農用地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する条件が農用地利用集積計画に付されていること。

なお、解除条件付き貸借で利用権の設定を受けた者は、毎事業年度の終了後3カ月以内に、利用権の設定を受けた全ての市町村長に、農用地等利用状況報告書を提出しなければならない。

19

農地の貸借、売買・贈与⑦

（３）農用地賃貸借の解約等

① 基盤法に基づく利用権（賃借権）は、農地法17条（自動更新）の適用除外となっており、期間満了により何らの手続きもなく自動的に終了し、返還される。

② 何らかの事情で、どうしても途中で解約せざるを得ない場合は、農地法18条の規定に基づく合意解約をすることが可能。

➢ 農地中間管理事業法に基づき農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画による農用地等の貸借（賃貸借・使用貸借権等）の要件

（１）賃借等の要件（18条4項）

① 農用地利用配分計画が都道府県が定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合すること。

② 賃借権の設定等を受ける者が募集に応募した者で公表されていること。

③ 賃借権の設定等を受ける者が次の要件を満たすこと。

ｉ 農用地の全てを効率的に耕作すること

ii 農作業に常時従事すること（個人の場合）

iii 農地所有適格法人の要件を満たすこと（法人の場合）

20

農地の貸借、売買・贈与⑧

④　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人でない一般法人、または農作業に常時従事しない個人の場合、次の要件を満たすこと。

ⅰ　地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うこと。

ⅱ　法人の場合、業務を執行する役員または責任を有する使用人の１人以上がその当該法人の行う耕作・養畜の事業（農作業・営農計画の作成・マーケティング等を含む）に常時従事すること。

⑤　賃借権の設定等を受ける者の同意が得られていること。

なお、農用地利用配分計画による賃借権等の設定等を受けた者は、**毎事業年度の終了後3カ月以内**に、**農地中間管理機構**に**農用地等利用状況報告書**を提出。

（２）**農用地等賃貸借の解約等**

①　農用地利用配分計画による賃貸借は、**農地法17条（自動更新）の適用除外**となっており、**期間満了**により何らの手続きもなく**自動的に終了し、返還**される。

②　何らかの事情で、どうしても途中で解約せざるを得ない場合は、農地法18条の規定による合意解約をすることができる。

21

農地権利移動の実態①

No. 8

➢ **農地の権利移動の実態**（出典：平成27年農地権利移動調査）

- 所有権移転（有償）32,110haのうち、基盤法69.2%、農地法30.8%
- 所有権移転（無償）9,896haのうち、基盤法4%、農地法96%
- 賃貸借権設定 268,852haのうち、基盤法82.4%、中間管理法14.9%、農地法2.7%
- 使用貸借権設定 70,406haのうち、基盤法51.1%、中間管理法11.8%、農地法37.1%

➢ **農地の権利移動の特徴**

- 農地等の売買（有償譲渡）では、基盤法・農地中間管理事業法が活用される場合が多い。これは、農用地区域内農地を基盤法の農用地利用集積計画、農地中間管理機構に譲渡した場合、租税特別措置法の特別控除が適用できることが要因と思われる。
- 後継者等に対する経営移譲等、親族間の農地等の贈与（無償譲渡）・使用貸借権の設定等は、農地法が活用される場合が多い。

22

農地権利移動の実態②

- 第３者に対する農地等の賃貸借・使用貸借には、基盤法・農地中間管理事業法が活用される割合が高い。
  これは、基盤法・農地中間管理事業法には農地法17条（自動更新）が適用除外となっており、期間満了により自動的に終了し、返還されることから、農地所有者の安心感があるものと思われる。
- 第３者に対する農地の権利移動は、所有権移転より**貸借が主流**を占めている。その主な理由には、次のことが考えられる。
  ① 農地は収益性が低く、買い需要は減少している。
  ② 農地は減価償却資産ではなく、賃借料は費用計上できるが、農地取得費は費用計上できない。
  ③ 農地改革により、それまで小作農であった多くの農家が初めて農地の所有権を取得し、耕作してきたという歴史があり、耕作できなくなっても、農地は貸してもよいが手放したくないという思いがある。

23

農地所有適格法人①

（1）**農地所有適格法人**とは、

- **農地法２条３項の要件を満たしている法人**で、農地の**所有権を取得**できる。
- 農地所有適格法人は農業委員会が認可するというものではない。
  実際の農地の所有権移転・貸借手続に際して行われる農地法３条の許可審議、基盤法の農用地利用集積計画の農業委員会の決定等の際に、農業委員会が農地所有適格法人の要件を満たしているか否かを審議し、許可・不許可を決定する。
- 農地所有適格法人は、農業経営基盤強化準備金制度、肉用牛の売却による課税の特例を受けることができる。
- **農地所有適格法人**として**農用地の権利を取得し耕作等の事業に供している法人**は、**毎事業年度終了後３カ月以内**にその**農地の所在**する全ての**農業委員会に、農地所有適格法人報告書を提出**しなければならない。
  また、農業委員会は要件を満たさない時は、必要な措置を勧告する。

24

農地所有適格法人②

（２）農地所有適格法人の要件

農地所有適格法人になるには、次の**４つの要件**を**全て満たす**必要がある。

① **法人形態要件**（農地法２条３項本文）

株式会社（株式譲渡制限会社に限る）・合名会社・合資会社・合同会社・農事組合法人

② **事業要件**（同２条３項１号）

農業およびその農業に関連する事業の合計売上高が事業全体売上高の過半を占めていること。

・農業とは耕作、養畜、養蚕、養蜂等をいう。
・関連事業とは農畜産物を原料とした加工、農畜産物の販売、農作業の受託、農業と併せ行う林業、農山漁村余暇法に規定される施設の設置・運営等をいう。

25

農地所有適格法人③

No. 8

③ **議決権要件**（同２条３項２号）

誰でも、農地所有適格法人の構成員となれる。

ただし、その法人の総議決権または総社員の過半は、ⅰ 農地の権利提供者、ⅱ その法人の農業の常時従事者、ⅲ 基幹的な農作業を委託した個人、ⅳ 地方公共団体・農協・農地中間管理機構・農業法人投資育成事業承認会社等である必要がある。

④ **経営責任者要件**（同２条３項３、４号）

ⅰ 農地所有適格法人の理事・取締役等の過半の者が、その法人の農業に常時従事する構成員であること。

ⅱ その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち１人以上の者が、法人の農作業に原則年間60日以上従事すること。

26

農地の転用①

➢ 農地転用とは

- 農地転用とは、一般農地を住宅、工場、駐車場、資材置場、再生可能エネルギー設備、山林等農地以外の用地にすることをいう。
  なお、一時的に砂利採取や鉄板を敷いての駐車場等に利用する場合も、一時転用の許可が必要。
- 農地を転用しようとする者は、農地法により転用しようとする農地の所在する農業委員会を経由して、原則として知事または農林水産大臣が指定する市町村長の許可（4haを超える場合は農林水産大臣との協議）が必要。
- 国・都道府県が土地収用法等により収用する場合、農業振興上の必要性が高い施設に転用する場合等、特定の主体または用途目的のための転用については、許可を要しない例外規定がある。
  市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届出が必要。

27

農地の転用②

- 許可を受けないで農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令や罰則の適用がある。

➢ 農地転用許可

- 農地転用許可には2通りあり、自分の農地を転用する農地法4条許可と転用する事業者等が農地を買って（借りて）転用する農地法5条許可がある。
- 農地転用の手続きは、

ⅰ 4条は農地所有者が、5条は農地所有者と転用事業者等が許可申請書を農業委員会に提出、

ⅱ 農業委員会は、30a超の場合は都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き（30a以下は任意）、意見を付して、知事・指定市町村長に提出、

ⅲ 知事等は立地基準並びに一般基準により審査し、許可・不許可を決定する（なお、知事等から権限移譲を受け、農業委員会が事務委任を受けている場合等は農業委員会が決定する。）。

28

農地の転用③

➢ 農地転用許可基準

（１）立地基準（転用予定地の農地区分により判断）

① 農用地区域内農地
→ 原則不許可。ただし、農業用施設、一時転用等は許可される。

② 甲種農地（市街化調整区域内にある農業公共投資農地、集団農地）
→ 原則不許可。ただし、農業用施設・集落接続住宅・地域農業振興に関する施設等は許可される。

③ 第１種農地（集団農地（10ha以上）、農業公共投資農地）
→ 原則不許可。ただし、農業用施設・集落接続住宅・地域農業振興に関する施設等は許可される。

④ 第２種農地（農業公共投資対象外農地、小集団（10ha未満）農地）
→ 第３種農地に立地困難な場合に許可。

⑤ 第３種農地（都市的施設整備区域内農地、市街地区域内農地）
→ 原則許可。

29

農地の転用④

（２）一般基準

① 転用の確実性（他法令による許認可の見込み、資金計画の妥当性）

② 転用後の周辺営農条件への影響審査（農業用排水の機能障害、土砂流失のおそれ）

③ 一時転用（砂利採取転用等農地復元状況）

30

農地に関する税制①

（１） 農地を保有しているとき

（固定資産税。本則：固定資産税評価額×1.4％）

- 農地は一般農地、市街化区域農地に区分され、評価・課税される。
- 一般農地は、農地としての評価（売買実例価格×限界収益修正率（0.55））に加え、負担調整措置（土地の評価額が急激に上昇した場合の納税負担を軽減するため、緩やかに税額を上昇させる措置）が講じられた農地課税がされる。
  …概ね千円／10a
- また、市街化区域農地のうち、生産緑地地区指定農地は、一般農地と同様に取扱われる。…数千円／10a
- 市街化区域農地のうち、一般市街化区域農地は、宅地並評価（近傍の宅地の売買実例価格を基準として評価した造成費相当額を控除した価格）のうえ、一般農地同様の負担調整措置が適用された農地に準じた課税がされる。…数万円／10a
- 三大都市圏特定市街化区域農地は、宅地並評価し、宅地の負担調整措置が適用された宅地並課税がされる…数十万円／10a

31

農地に関する税制②

（２）農地を売ったとき

- 個人が農地を売った場合は、他の所得と区分して（分離課税）、その譲渡所得に対して所得税・住民税が課される。
  譲渡所得税額＝譲渡所得金額（※）×（15％（所得税）＋5％（住民税））
  （（取得後5年以内の税率は30％（所得税）、9％（住民税））

  ※譲渡所得金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）

  ※所得税率には、復興所得特別税分を含んでいない。
- 農地を売った場合の課税の特例（租税特別措置法に基づく特別控除）

  ① 800万円の特別控除

  ⅰ 農用地区域内農地を基盤法の農用地利用集積計画または農業委員会のあっせん等により譲渡した場合

  ⅱ 農用地区域内農地を農地中間管理機構等に譲渡した場合

  ② 1,500万円の特別控除

  農用地区域内農地を基盤法の買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合

32

農地に関する税制③

（３）農地を買ったとき

- 農地を取得したときは、

①不動産取得税（本則　税額＝固定資産課税台帳登録価格×4％）

②登録免許税（本則　税額＝固定資産課税台帳登録価格×2％）

が課される。

- 農用地利用集積計画により農用地区域内農地を取得したときは、不動産取得税は取得価格の1/3控除、登録免許税は1％の税率軽減措置が講じられている（租税特別措置法に基づく特例。H31.3.31まで）。

33

農地に関する税制④

No. 8

（４）農地を相続した場合の課税の特例（相続税納税猶予制度）

- 相続または遺贈により農地等を取得し、当該農地が引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち、農業投資価格（※）を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に納税猶予が免除される
※農業投資価格：恒久的に農業用に供される土地として取引されると認められる価格として国税局長が決定した価格。（20万円～90万円程度/10a）
- 従来、納税猶予の対象となる農地は、相続人自らが農業の用に供する場合のみを対象としていたが、市街化区域外の農地に限り、特定貸付け（※）を行った場合にも適用（H21年度改正）
※特定貸付け：市街化区域外農地における基盤法、農地中間管理事業法による貸付け
- 納税猶予の適用を受けている農地を譲渡、貸付、転用、耕作放棄した場合、猶予税額を利子税を加え納付する必要。なお、当該面積が20％を超えた場合は、猶予税額の全てを納付する必要。
※例外規定として特定貸付け、営農困難時貸付け等が認められている。

34

農地に関する税制⑤

（５）農地を生前一括贈与する場合の課税特例（贈与税納税猶予制度）

- 農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部および採草放牧地の2/3以上を、後継者等推定相続人の１人に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者または受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除され、相続税課税対象として相続税に移行する（引き続き相続税納税猶予制度の適用を受けられる）。
- 納税猶予の適用を受けている農地を譲渡、貸付、転用、耕作放棄した場合、猶予税額を利子税を加え納付する必要。なお、当該面積が20％を超えた場合は、猶予税額の全てを納付する必要。
  ※例外規定として特定貸付け（10年以上経過等の場合）、営農困難時貸付け等が認められる

35

まとめ

◆農地の貸借・売買には、公的な手続きを経る必要。公的な手続きを経て農地を貸借・売買するためには3つの方法がある。

1. 農地法に基づく農業委員会の許可
2. 市町村が作成する農用地利用集積計画の公告
3. 農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画

- このうち2と3については、市町村・農地中間管理機構が作成する計画に基づき、認定農業者等に利用集積を進めていこうとする制度であり、再契約の手続きを行わない限り貸借期間が満了すれば自動的に返還される。
- 農地法の許可等を受けないで行った売買・貸借は効力が生じない。

◆法人が農業を営むために農地の権利を取得したい場合は以下の2つの手法がある。

- 農地所有適格法人として農地法に規定する要件を満たす。
- 一般法人として解除条件付き貸借で借り受ける。

◆一般農地を転用するには原則として知事等の許可を受けなければならない。

- 許可を受けない無断転用は、農地法違反であり罰則規定がある。

◆農地に関する相談は、農業委員会、都道府県農業会議、市町村、農地中間管理機構へ。

36

◆ 参考資料・研修資料

（いずれも全国農業会議所発行、都道府県農業会議に申し込み）

・農業委員会研修テキストシリーズ「農地法」
・農業委員会研修テキストシリーズ「農地関連法制度」
・「農地法の解説」
・「農業経営基盤強化法の解説」
・「農地の法律がよくわかる百問百答」
・「農業経営基盤強化促進法一問一答集」
・「農家のための何でもわかる農業の税制」

・農林水産省ホームページから「農地に関する税制特例」

37

No. 8

【労務管理】
農業には他産業にはない様々なルールがある

1

自己紹介

入来院　重宏（いりきいん　しげひろ）
キリン社会保険労務士事務所　所長（特定社会保険労務士）
公益社団法人　日本農業法人協会　顧問社労士
一般社団法人　全国農業会議所　顧問社労士
全国農業協同組合中央会　顧問社労士
全国農業協同組合連合会　顧問社労士
全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク　会長

2002年　損害保険会社を退職してキリン社会保険労務士事務所を開業
2006年　日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー」講師（2017年まで）
2009年　農林水産省「農の雇用事業推進委員会」委員
2010年　日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー」審査会委員
2014年　日本農業労災学会　副会長（2018年まで）

●著書（一部）
2005年 「農業の労務管理と労働・社会保険百問百答」（全国農業会議所）
2008年 「農業の従業員採用・育成マニュアル」（全国農業会議所）
2009年 「農の雇用初めてシリーズ」（全国農業会議所）
2010年 「外国人研修・技能実習生受け入れのための手引書」（全国農業会議所）

2

No. 9

本講義のねらい

- 労働基準法の適用除外
  - ➢ 適用除外の趣旨と現場における対応
- 社会保険・労働保険と農業
  - ➢ 他産業との違いと留意すべきこと
- 農業者年金
  - ➢ 農業者のための年金制度について
- 農業における労務管理の課題

農業における労務管理のポイント①

●労働基準法の適用除外

農業に従事する労働者は、労働基準法に定める「労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用しない。したがって、農業に従事する労働者には、法定労働時間の適用がないので、「時間外労働」もない。ただし、深夜業割増は除く。

●労働基準法の適用除外の理由

農閑期に十分休養を取ることができる。休憩を与えなくても農業従事者は何時でも自由に休憩がとれる等の理由から。

●農業法人等が「加工」や「直売」を取り組む場合

複数の業態が混在し、従事者や管理等が明確に区分されている場合は、生産を行っている事業場には労働時間等の規定は適用されず、加工や販売を行っている事業場には、労働時間等の規定が適用される。

●労働者保護には留意が必要

適用除外されていること以外は、労働基準法の適用になる。労働基準法で定める基準は、「労働条件」の最低基準である。農業だからといって最低基準を下回ってよいはずがない。

農業における労務管理のポイント②

●社会保険・労働保険と農業

農業に従事する労働者の社会保険（医療保険と公的年金）の適用については

- 個人経営の場合は、従業員の人数にかかわらず原則として国民健康保険と国民年金が適用（注参照）される。したがって、保険料の事業主負担はなく、全額従業員が個人で負担することとなる。
- 法人経営の場合は、健康保険と厚生年金が強制適用になる。

注：農林漁業、サービス業を除いて、従業員が常時5人以上いる場合は、健康保険・厚生年金保険は強制適用となる

農業の労働保険（労災保険と雇用保険）の適用については

- 個人経営の場合は、労働者が常時5人未満の場合は、「暫定任意適用事業」といい、原則として任意加入となる。

●農業者年金

青色申告を行う認定農業者等の担い手に対して、政策支援として国から保険料助成がある唯一の政策年金。確定拠出型年金で、65歳から終身受け取ることができる終身年金。保険料はいつでも変更可能。また、納めた保険料は、全額その年の社会保険料控除の対象となる（804,000円が限度）。

5

No. 9

労働基準法の適用除外

6

労働基準法の適用除外①

- 労働基準法第41条

この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一　別表第1第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者

二　事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

三　監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

＜別表第1第六号・第七号＞

六　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

七　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

労働基準法の適用除外②

- 農業では適用しない労働基準法の規定

労働時間（労基法32～33、36～38の4〔ただし37④を除く〕、40、60、66）、休憩（労基法34、40、67）及び休日（労基法35～37、60） に関する規定

＜労働時間＞

休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、1週間の各日については、休憩時間を除き8時間を超えて、労働させてはならない。

＜休憩＞

休憩は、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間を、労働時間の途中に与えなければならない。

＜休日＞

休日は、毎週少なくとも1回付与することを原則とする。例外として4週間を通じて4日以上付与することも可能である。

労働基準法の適用除外③

- **労働時間の適用除外**

農業に従事する労働者には、「この時間を超えて労働させてはならない」という法定労働時間（原則「1週40時間、1日8時間」）が定められていない。

したがって、**農業に従事する労働者には、法定労働時間の適用がないので労働基準法でいう「時間外労働」もない。**

- **休憩の適用除外**

農業に従事する労働者には、労働基準法で規定する休憩時間の適用はない。

- **休日の適用除外**

「労働者に対して毎週少なくとも1回の休日を与えなくてはならない」という**労働基準法の「週休制」の原則は農業にはない。**

9

労働基準法の適用除外④

- **年少者及び妊産婦の特例の適用除外**

年少者（未成年者のうち、満18歳未満の者）と妊産婦には、時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせてはならない等の特例があるが、適用除外である。

（ただし、妊産婦の深夜労働は禁止されている。）

- **割増賃金の適用除外**

農業に従事する労働者には労働基準法でいう時間外労働や休日労働はない。したがって、時間外労働及び休日労働に関する割増賃金の規定の適用もない。

- **ただし、深夜業割増は除く**

農業においても深夜労働の割増賃金は適用除外とされていない。労働基準法上、使用者が、午後10時から午前5時までの間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の25％以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

10

No. 9

労働基準法の適用除外⑤

- 適用除外の理由

農業においては、農閑期に十分休養を取ることができる。休憩を与えなくても農業従事者は何時でも自由に休憩がとれる等の理由から、1週40時間労働や週1回の休日の原則を厳格な罰則をもって適用することは適当ではないと考えられている。

- 労働者保護に留意が必要

使用者は、「農業は労働者に長時間労働させることが可能」、「休日は少なくてもいい」などと誤った運用をしないよう十分留意しなければならない。

労働基準法で定める基準は、「労働条件の最低基準」である。農業だからといって最低基準を下回ってよいはずがない。

農繁期と農閑期がある場合は、季節（月）によって所定労働時間に差を設けることで、労働力の効率的な運用が可能になる。1週40時間を基本に設定すると年間の所定労働時間は、約2,085時間（1年間の週数×40時間）となり、例えば、農繁期は220時間、農閑期は120時間という月の所定労働時間の設定も可能である。

労働基準法の適用除外⑥

- 農業法人等が「加工」や「直売」等を取り組む場合の留意点

事業が、農業であれば、労働基準法上、労働時間関係等が適用除外となるが、生産の他に加工や直売をしているような、複数の業態が混在している場合は、まず「事業の種類」を決定することになる。「事業の種類」の決定は、主たる業態に基づき決定するが、何を「主たる業態」とするかという判断は、売上高や従事している労働者数等で総合的に判断して決定する。

- 複数の業態が混在し、従事者や管理等が明確に区分されている場合

同一場所で複数の業務が混在するが、従事労働者、労務管理等が明確に区分されている場合は、生産、加工、販売を各々独立した事業場として取り扱う。

この場合、生産を行っている事業場には労働基準法の労働時間等の規定は適用されず、加工や直売を行っている事業場には、労働時間等の規定が適用される。

労働基準法の適用除外⑦

- 農業と割増賃金

・農業においては、労働基準法上、時間外労働や休日労働に対する割増賃金の適用除外となっている。

・ただし、たとえば所定労働時間が1日8時間の事業場で10時間労働した場合、超過分の2時間については、法律上割増賃金を支給する必要はないが、通常の賃金の2時間分の支給は当然必要である。

・それに加え、最近では、下記の理由等により就業規則に規定したうえで、割増賃金を支給する例は増えている。

- 地域雇用の受け皿となるべく、他産業と同等の労働条件を確保するため
- 6次産業化を円滑に推進するうえで、全社一律の労働条件を確保する必要があるため
- 外国人技能実習生を受け入れる事業場が増えているため（外国人技能実習生に対しては、割増賃金の支給が要件となっているため）

13

No. 9

社会保険・労働保険と農業

14

社会保険・労働保険と農業①

- 農業の社会保険の適用

農業の労働者の社会保険の適用について、

- 個人経営の場合は、従業員の人数にかかわらず、原則として国民健康保険と国民年金が適用される。したがって保険料の事業主負担はなく、全額従業員が個人で負担することとなる。
- 法人経営の場合は、健康保険と厚生年金は強制適用になる。

	医療保険		公的年金	
	健康保険	国民健康保険	厚生年金	国民年金
個人（※１）	（※２）	原則	（※２）	原則
法人	強制適用		強制適用	

（※１）農林漁業、サービス業などを除いて、個人経営であっても従業員が常時5人以上いる場合は、健康保険・厚生年金保険は強制適用となる。

（※２）事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可があれば健康保険が適用される。

15

社会保険・労働保険と農業②

- 農業の労働保険の適用

農業の労働者の労働保険の適用について、

・個人経営で、労働者が常時5人未満の場合は、「暫定任意適用事業」といい、原則として任意加入となる。

・労働者が常時5人以上いる個人事業と（労働者数に関わらず）法人事業は、強制適用である。

	労災保険	雇用保険
個人（5人未満）	任意適用（※）	任意適用
個人（5人以上）	強制適用	強制適用
法人		

（※）一定の危険又は有害な作業を主として行う事業と事業主が労災保険特別加入制度に加入している事業は強制適用

16

農業者年金

17

農業者年金①

No. 9

- **農業者年金制度**

農業者年金制度は、農業従事者の公的年金制度として、他の公的年金と同様の「老後生活の安定・福祉の向上」の目的とともに、農業政策上の目的を併せ持つ制度として、昭和46年1月に発足したが、平成13年に賦課方式から積立方式へと抜本的な改正が行われた。現行の農業者年金は、将来受け取る年金額が保険料と運用益で決まる「確定拠出型」年金で、65歳から終身受け取ることができる終身年金である。

- **農業者年金の加入資格**

年齢要件・・・・・・60歳未満

国民年金の要件・・・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）

農業上の要件・・・・年間60日以上農業に従事する者

農業経営者だけでなく、配偶者、後継者などの家族従事者や自分名義の農地を持たない農業者も加入することができる。

18

農業者年金②

- 農業者年金の特徴

①加入と脱退

農業者年金制度は任意加入制度であり、「将来、基礎年金だけでは不安」という農業者が任意に加入する制度で、脱退も自由である。ただし、脱退された場合は、それまでに加入者が払い込んだ保険料と運用益は、加入期間に係わらず、将来、年金として支給され、脱退一時金は支給されない。

②保険料

保険料は、加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択することができ、また、いつでも見直すことができる。生活のゆとりがないときは少ない保険料を選択し、ゆとりができたときは多い保険料に変更するというようにいつでも変更が可能である。

③取扱窓口等

JAが取扱窓口である。また、制度の内容は、市町村農業委員会で指導・助言を行っている。

19

農業者年金③

- 農業者年金のメリット

①国から助成がある

農業者年金は、青色申告を行う認定農業者等の担い手に対して、政策支援として国から保険料助成がある唯一の政策年金である。
なお、国からの助成による保険料とその運用益は、将来、農業経営から引退（経営継承等）すれば、自分の保険料部分の年金（農業者老齢年金）に上乗せして、「特例付加年金」として受けることができる。

②保険料は全額社会保険料控除対象

農業者年金は、納めた保険料は、全額その年の社会保険料控除として所得税法上の所得控除を受けることができる。（804,000円が限度）

③付加年金が支給される

農業者年金加入者は、毎月付加保険料（毎月400円）を納付することになるので、65歳から老齢基礎年金と共に付加年金（年額「200円×保険料納付済期間の月数」分が支給される、非常に有利な年金）が支給される。

20

農業における労務管理の課題

21

農業における労務管理の課題①

- 労働時間関係の適用除外

①農業が「労働者保護」に欠ける状況になりやすい根拠となっている

「労務管理の基本は、労働時間の管理である」と言われることも多く、労働者を保護する目的で「労働条件の最低基準」を定めた労働基準法の中にあって労働時間関連事項の定めは最も重要な項目であるといえる。

農業はこの労働基準法の重要項目が適用除外であるため、労働時間の管理がなおざりになりやすく、結果として、労務管理もなおざりになりやすい。現在、農業も他産業の一般企業並みの労務管理が求められているが、適用除外がそれを難しくしているとも言える。

②外国人については留意が必要である

現在、外国人技能実習生に対しては、制度上、法定労働時間の適用があり、時間外労働については割増賃金が支払われている。

今後、農業の現場で、今までは制度上存在していなかった「外国人材」の活用が進むことが予想されるが、雇用労働者として取り扱われる場合、労働時間関係が適用除外となり、割増賃金の支払いの法的義務はない。今後、外国人に対して2種類のルールが併存することになるので留意が必要である。

22

No. 9

農業における労務管理の課題②

- 「暫定任意適用事業」であっても労災保険に加入すべきである

労災保険制度は、労働基準法の災害補償を裏付けする制度である。

労働基準法は、従業員が労働災害を被った場合には事業主が補償することを義務づけているが、法律で補償を義務づけても事業主が無資力のため補償されないことも考えられる。そのため、国が労働者に対し、直接災害補償する制度が必要となり誕生したのが労災保険である。

国は、労働者に対する補償給付を確実に行うために、原則として、労働者を使用する事業は、全て労災保険の「強制適用事業」としている。

しかし、暫定任意適用事業（農業のうち個人経営で従業員が5人未満、かつ危険・有害作業をともなわない事業所）は、労災保険が任意加入となっている。

事業所が任意加入による労災保険の適用事業所となっていないときは、その事業所で働く労働者は、労災保険による補償が受けられない。

したがって、万一労働者が業務上の災害で傷病を被ったときは、労働基準法による災害補償により、事業主が補償責任を果たすことになる。

これは、労災保険制度のそもそもの考え方からすると、暫定任意適用事業で働く労働者は、事業主が無資力の場合には、十分な補償が受けられない可能性があるということである。

23

まとめ

◆農業は、労働基準法の最重要ポイントである「労働時間関係」が適用除外だが、だからこそ、労働者保護に欠けることのないよう適切な労働時間管理が求められる。

◆社会保険・労働保険の適用や農業者年金制度という、農業は一般企業と異なる扱いや制度があるため留意が必要である。

24

農業における会計・税務

1

自己紹介

森　剛一（もり　たけかず）
森税務会計事務所　所長（税理士）
公益社団法人 日本農業法人協会　顧問税理士
全国農業協同組合中央会　顧問税理士
一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会　会長
アグリビジネス・ソリューションズ（株）　代表取締役

1985年　慶應義塾大学経済学部卒、全国農協中央会（JA全中）入会
農畜産部で農畜産物価格対策・生産費調査、営農生活部で農地保有合理化事業など農用地利用調整・農業労災などを担当
1991年6月　JA全中退会
1993年5月　全国農業経営コンサルタント協議会発足とともに事務局長就任
1995年1月　税理士事務所開業
2001年2月　農林水産省「食料・農業・農村政策審議会」専門委員（2005年まで）
2003年12月　アグリビジネス・ソリューションズ（株）を設立
2015年6月　一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会 会長就任

現在　農業経営コンサルタント、税理士として活動中

2

No. 10

本講義のねらい

- 農業における会計の特徴を理解する
  - 農業の決算書の見方
  - 農業法人標準勘定科目・農業の会計に関する指針
  - 農業における収益計上基準などの会計処理

- 農業の税制特例を理解する
  - 農業経営基盤強化準備金
  - 肉用牛免税
  - 農地に係る贈与税・相続税納税猶予制度

農業簿記・会計のポイント

●農業会計の特徴

農業においては、貸借対照表は生物・育成仮勘定などの農業特有の貸借対照表科目があるが、商工業と農業で大きく変わるものではない。一方、育成した生物そのものの売却や農作物により国からの交付金等が交付されるなど収益の発生が商工業と大きく異なるため、損益計算書の収益の勘定科目に農業特有の勘定科目がある。

●農業税制の特例

農業税制の特例として、「農業経営基盤強化準備金」、「肉用牛免税」、農地の贈与・相続に関する特例措置がある。また、中小企業向けの税制特例も使用可能。

農業における会計の特徴を理解する

5

農業の決算書の見方

➢貸借対照表

資金の運用形態や調達源泉は、商工業と農業とで大きく変わるものではなく、農業における貸借対照表の勘定科目は商工業のものと大きな違いはない。

しかしながら、農業が生物を育成して生産物を得る事業であることから、**生物・育成仮勘定**など農業特有の貸借対照表科目がある。

No. 10

➢損益計算書

農業では、育成した生物そのものを売却したり、農畜産物の販売や作付けに対して国から交付金等が交付されたりするなど、収益の発生源が商工業と大きく異なる。このため、損益計算書の収益の勘定科目に農業特有の勘定科目がある。

国からの交付金等が収益に占める割合の大きい**土地利用型農業**（水稲や麦・大豆などの畑作物）では、**営業利益**だけでは**赤字**となるケースが一般的であり、営業外収益に交付金等が計上されることでバランスを取っていることも特徴の一つ。

6

農業会計の特徴①

➢農業法人標準勘定科目

「農業法人標準勘定科目」は農業法人の財務諸表における勘定科目体系を示したもので(公社)日本農業法人協会が制定。商工業で一般に使用されている勘定科目体系を基礎とし、貸借対照表の科目について「農業経営基盤強化準備金」など、**農業簿記固有の勘定科目を追加**。

また、損益計算書の科目についても製造原価報告書の勘定科目を中心に農業簿記固有の勘定科目を採用。

➢農業の会計に関する指針

農業法人のみならず企業的経営を目指す個人農業者も含めた「農企業」を対象とする会計処理の拠りどころとして、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会と公益社団法人日本農業法人協会との連名で公表。

農業及び中小企業に共通する会計処理については「中小企業の会計に関する指針」を準用することとし、とくに**農企業において必要と考えられる会計処理**について重点的に言及。

7

農業会計の特徴②

➢共同計算方式による委託販売(※)における売上計上時期

概算金、**精算金**をそれぞれ**受け取った日**に売上計上

※米・麦・大豆などをJA等を通じて委託販売する場合が対象

➢消費税の軽減税率による区分経理

枝肉・内臓(**軽減税率8%**)と原皮(**標準税率10%**)のように、取引を税率の異なるごとに区分して記帳する「**区分経理**」が必要

軽減税率(2019年10月～)の導入により、消費税の課税売上高の計算において、農産物の課税売上高(軽減税率)から**委託販売手数料(標準税率)の控除が認められなくなる**点に留意が必要

➢農業経営基盤強化準備金

農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、経営所得安定対策などの交付金相当額を準備金として積立て

原則として、剰余金処分(「繰越利益剰余金」を相手勘定)として純資産の部の「その他利益剰余金」の区分に**任意積立金として計上**(**剰余金処分**経理方式)

個人農業者は、「農業経営基盤強化準備金繰入額」として特別損失に表示して、固定負債の部に**引当金として計上**(**損金経理**方式、農業法人も選択可)

8

農業会計の特徴③

➢個人農業者における収穫基準

農産物の**収穫時に収穫価額相当額を**収穫年分の**収入金額に算入**

一方、収穫価額をもつて取得したものとみなされ、販売時に必要経費に算入

➢固定資産の生物の売却における総額表示

畜産農業においては搾乳牛や繁殖豚など固定資産である生物についても、畜産物として販売目的に切り替えられて、棚卸資産である家畜と同様、営業目的で売却されるものであるから、**営業収益（売上高）の区分に「生物売却収入」**等として表示

生物の売却直前の**帳簿価額を売上原価「生物売却原価」**等として表示

➢生物・育成仮勘定

農業用の減価償却資産である家畜や永年性作物などの生物を**「生物」**勘定、**育成中の生物に対する計上額を「育成仮勘定」**で表示

自己育成の生物の取得価額は、購入代価等又は種付費・出産費・種苗費に成育・成熟のために要した飼料費・肥料費等の材料費、労務費、経費の額を加えた金額

期中においては肥料費や飼料費などの費用勘定で経理し、**決算整理において育成にかかる原価を按分して「育成費振替高」として製造原価（生産原価）から除外**して期末日又は成熟日において育成仮勘定に振替え

9

農業会計の特徴④

➢農業補助金の種類と会計処理

区分	勘定科目	説　明	例示（◎＝農業経営基盤強化準備金の対象）
営業収益	価格補填収入	販売数量払の交付金	◎畑作物の直接支払交付金 指定野菜生産者補給金 加工原料乳生産者補給金 肉用子牛生産者補給金 牛マルキン、豚マルキン 鶏卵生産者経営安定対策補填金
営業外収益	作付助成収入	作付面積払の交付金	◎水田活用の直接支払交付金 持続的酪農経営支援交付金
	一般助成収入	上記以外の経常的交付金	中山間地域等直接支払交付金 農の雇用事業助成金
特別利益	経営安定補填収入	過年産農畜産物の価格下落等の補填金	◎収入減少影響緩和交付金（収入減少補填）、加工原料乳経営安定対策補填金
	収入保険補填収入	収入保険の保険金等見積額	
	国庫補助金収入	固定資産取得の補助金	経営体育成支援事業

10

No. 10

農業の税制特例を理解する

11

農業の税制特例①　農業経営基盤強化準備金

- 農業経営基盤強化準備金とは

準備金として積み立てた金額を必要経費［個人］・損金［法人］に算入
確定申告書に明細書と証明書の添付が必要
※　証明書は地方農政局または支局に申請の上、発行を受ける必要

➢対象者

青色申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）・認定新規就農者（個人）

➢積立限度額ー次の①②の少ない金額

① 対象交付金のうち農業用固定資産の取得に充てるための証明書（※）に記載された金額

※　農業経営基盤強化準備金に関する証明書

② その年の事業所得［個人］・その事業年度の所得［法人］の金額

➢対象となる交付金

畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金
水田活用の直接支払交付金

12

農業の税制特例①　農業経営基盤強化準備金

- 「農用地等を取得した場合の課税の特例」とは

農業用固定資産（※）を圧縮記帳した金額を必要経費［個人］・損金［法人］算入
※　贈与、交換、出資、現物分配、所有権移転外リース取引によるものを除く
確定申告書に明細書と証明書（地方農政局または支局にて発行）の添付が必要

➢圧縮限度額ー次の①②の少ない金額（農業用固定資産の取得価額が上限）

①　準備金の取崩額とその年・事業年度の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた証明書（※）に記載された金額の合計額
※　農用地等を取得した場合の証明書
②　その年の事業所得［個人］・その事業年度の所得［法人］の金額

➢特例の対象となる農業用固定資産

農用地（農地、採草放牧地）
新品の特定農業機械等（農業用の建物・建物附属設備（※）、構築物・機械装置・器具備品、ソフトウエア）
※　建物・建物附属設備は農振法の農業用施設用地に建設されたものに限る

13

農業の税制特例①　農業経営基盤強化準備金

- 農業経営基盤強化準備金の取崩し

次の取崩事由により準備金の金額を総収入金額［個人］・益金［法人］に算入
①　積立年・事業年度の翌年から5年を経過した（7年目の）場合
②　認定農業者・認定新規就農者でなくなった場合
③　法人においては農地所有適格法人でなくなった場合
④　農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得等をした場合
⑤　農業経営改善計画等に記載のない農業用固定資産（器具備品、ソフトウェアを除く）の取得等をした場合
⑥　任意に取り崩した場合
注．上記④、⑤は2018年4月1日（施行日）以後に取得をした資産に適用

➢留意事項

取崩事由（⑥を除く）に該当する場合、準備金の取崩しの会計処理を行う必要
準備金の取崩しの会計処理をしなくても、税務上は総収入金額・益金算入されるため、税務調査の結果、修正申告等で法人税等が追徴されるので留意
農業経営改善計画等に記載がない場合は変更申請をして記載

14

No. 10

農業の税制特例②　肉用牛免税

- 肉用牛免税とは

特定の肉用牛を売却した場合、年間1,500頭までの免税対象飼育牛の売却について、その売却により生じた事業所得に対する所得税を免除［個人］・その売却による利益の額を損金に算入［法人］

確定申告書に明細書と肉用牛売却証明書の添付が必要

（証明書は肉用牛の売却時に家畜市場や卸売市場等で発行される）

➢対象者

農業を営む個人・農地所有適格法人　※青色申告は要件でない

➢特定の肉用牛の要件：対象者が2か月以上飼育した肉用牛で次のいずれか

①家畜市場や中央卸売市場など一定の市場で売却したもの

②生後１年未満の肉用子牛を農協・連合会（※）に委託して売却したもの

※生産者補給金交付業務の事務を受託するもので農林水産大臣が指定

➢免税対象飼育牛

特定の肉用牛で①売却価額が免税基準価額（※）未満のもの、②一定の登録のあるもの　※消費税抜きで肉専用種100万円、交雑種80万円、乳用種50万円

15

農業の税制特例②　肉用牛免税

- 免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の取扱い

特定の肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は年間1,500頭を超える免税対象飼育牛が含まれているときの取扱いは個人と法人とで異なる。

➢農業を営む個人の場合

その個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額は、次に掲げる金額の合計額とするか特例の適用を受けずに通常の所得計算によるかを選択。

①（免税対象飼育牛に該当しない特定の肉用牛の売却価額＋年間合計が1,500頭を超える免税対象飼育牛の売却価額）×（所得税5％（※）＋住民税1.5％）　※所得税額に対して2.1％の復興特別所得税

②　その年において特定の肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額について計算した所得税相当額

➢農地所有適格法人の場合

通常の所得計算による。分離課税など別途の課税なし。

16

農業の税制特例②　肉用牛免税

- 免税対象飼育牛の売却による利益の額とは

売却による利益
＝免税対象飼育牛に係る収益－（収益に係る原価＋売却に係る経費）

➢免税対象飼育牛に係る収益（売却価額）

①肉用牛：枝肉（原則として、原皮、内臓等を加算）の価額＋牛マルキンの金額
②肉用子牛：生体の価額＋肉用子牛生産者補給金・肉用牛繁殖経営支援交付金の金額
注．市場による出荷奨励金や肉牛事故共済金は売却価額に含まない

➢収益に係る原価

肉用牛１頭ごとの製造（生産）原価

➢売却に係る経費

免税対象飼育牛１頭ごとの売却に直接対応する市場の販売手数料、市場までの輸送運賃などに限定

17

農業の税制特例③　農地の贈与・相続に係る特例措置

- 贈与税の納税猶予制度とは

農業を営む人（贈与者）が、農業の用に供している農地の全部を農業後継者に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除される制度

➢農業後継者の要件

- 贈与者の推定相続人の1人であること
- 18歳以上で3年以上農業に従事していたこと
- 速やかに農業経営を行うこと
- 認定農業者・認定新規就農者・基本構想（市町村が作成）水準到達者のいずれかであること

➢納税猶予が継続される特定貸付け

農地中間管理事業による貸付け
利用権設定等促進事業による貸付け※　等
※納税猶予適用から原則10年、貸付時に65歳未満の場合は20年経過が条件

18

No. 10

農業の税制特例③　農地の贈与・相続に係る特例措置

- **相続税の納税猶予制度とは**

被相続人が**農業を営んでいた農地等又は特定貸付けが行われていた農地等**（市街化区域内は生産緑地に限る。）を相続や遺贈によって取得した相続人が、これらの農地で**引き続き農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合**には、これらの農地等の価額のうち**農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予**し、**相続人が死亡したとき等に免除**する制度

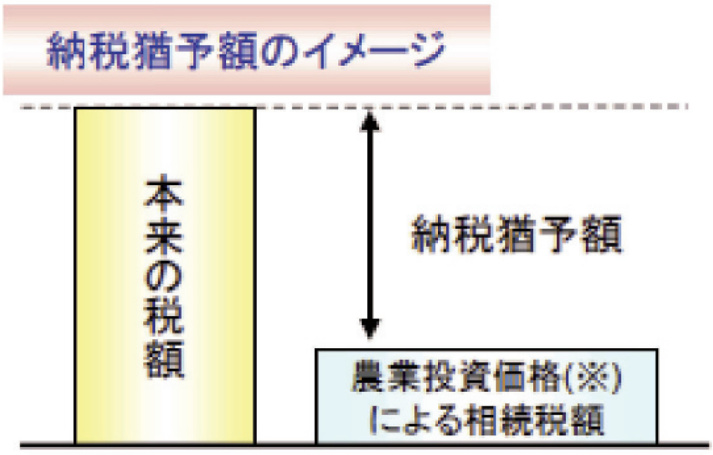

※　農業投資価格とは
農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格（例：東京都の田であれば90万円／10a）。

19

農業で活用できるその他の税制特例

➢ **中小企業投資促進税制**

160万円以上の機械装置などについて取得価額の**30％の特別償却**または**7％の税額控除**（所得税・法人税額の20％が限度）

※上乗せ措置の生産性向上設備等に係る即時償却は平成29年3月末で廃止

➢ **中小企業経営強化税制**

生産等設備を構成する160万円以上の機械装置などを取得・事業供用した場合に**即時償却**（100％特別償却）または10％の税額控除（所得税・法人税額の20％が限度）、固定資産税が3年間1／2に軽減

対象者は中小企業等経営強化法の中小企業者等に限定（農事組合法人は対象外）

経営力向上計画を作成し、各事業分野の主務大臣の認定を受ける必要（農業の場合農林水産大臣、各地方農政局にて認定）

➢ **所得拡大促進税制**

平均給与等支給額に対する増加割合が1.5％以上の場合に**給与等支給増加額の15％の税額控除**（所得税・法人税額の20％が限度）

20

まとめ

◆農業会計では売上高の計上が一般企業と異なる点に留意

◆法人化後は農地所有適格法人の要件を満たすことで農業経営基盤強化準備金や肉用牛免税を活用

◆贈与税納税猶予制度適用農地は農地中間管理機構を通して法人に貸付け

21

No. 10

農業経営相談所
窓口担当者向けセミナー教材

科目No.	科目名	講義担当者	ページ
1	相談担当者の基礎知識	高田 裕司	145
2	相談対応のポイント	高田 裕司	157

【相談担当者の基礎知識】

1

自己紹介

髙田 裕司（たかだゆうじ）
特定非営利活動法人 日本プロ農業総合支援機構（J－PAO） 上席コンサルタント

昭和61 年4 月（社）全国農協観光協会（現（株）農協観光）入会
本社、福岡、九州営業本部などで主に農協（JA）の旅行事業開業支援と社内経理業務に従事
平成18 年4 月より、働く人のカウンセリングとコーチングを開始
平成20 年8 月より、NPO 法人日本プロ農業総合支援機構（J－PAO）に勤務
プロ農業者等に対する事業化支援、農畜産物販売支援、人材育成の各事業を担当

国家資格：中小企業診断士、キャリアコンサルタント、一般旅行業務取扱主任者
その他資格等：産業カウンセラー、森林セラピスト
地理的表示保護制度活用支援窓口関東ブロック総括アドバイザー
日本政策金融公庫 林業経営アドバイザー試験合格者
これまでに農業者の経営改革プランや6次化計画の作成支援・計画達成支援、商品提案づくりから商談会支援等を全国で実施している。特に、人材育成に関するワークショップの運営、グループワークの実施による活性化策策定支援に多くの経験がある。カウンセラー・コーチとして800人以上に関わった経験もあり、「一人ひとりの強みを活かして少しでも前へ」をモットーとしている

2

No. 1

本講義のねらい

- 業界の動向と農業経営の特徴について理解する
  - 農業を取り巻く情勢と営農類型のポイントについて
  - 農業経営における経営、販売、のポイント
- 農業経営に関する制度について、そのポイントを理解する
  - 農業関係用語と主な施策のポイントについて
  - 農業経営に関する農業特有の制度
  - 支援の仕組みについて
- 農業経営に関する専門知識のポイントを理解する
  - 農業における法人化や事業承継のポイントについて
  - 農地制度、農業における労務管理、農業会計・税務のポイントについて

※この教材は専門家向け映像教材のポイントを中心にまとめたものです。

業界の動向と農業経営の特徴について理解する

農業を取り巻く情勢のポイント

- 農業のマクロ環境を把握する
  - 農業産出額は長期的に減少が続いていたが、2016年には、2000年以来16年ぶりに9兆円台を回復した。
  - 食料自給率は、カロリーベースは40％弱、生産額ベースは60%台後半で推移。
  - 食料の消費支出では、生鮮食品の消費が減少する中、調理食品の利用が増加。
  - 食品の流通構造は、近年は卸売市場取引だけではなく、産直取引、契約栽培、直売所、ネット通販など、多様な流通が行われている。
  - 農業就業人口は年々減少しており、平均年齢は66歳代である。
  - 平成21年の農地法の改正により、貸借であれば企業などの一般法人であっても農業に参入可能となり、企業参入が増加している。
  - 外国人材の活用についても技能実習生の実習期間が延長され、新たな在留資格の創設の動きもある
  - ドローンを用いた農薬散布やスマートフォンを活用した生産管理システムなどIoT技術を活用した取り組みが進んでいる。

5

営農類型についてのポイント①

- 営農類型には耕種と畜産がある

耕種：田や畑を耕し、植物を育てる農業を指す

きのこ類の栽培や植物工場など田畑を耕さないものも産業分類上耕種農業に区分

例）稲作、野菜、果樹、花き他

畜産：家畜を飼養・増殖する農業を指す

例）酪農、肉用牛、養豚、養鶏、養蚕、養蜂他

- 営農類型により経営の特徴が異なる
  - 稲作のように1年1作が基本のものやみかんのように植えてから結実開始まで10年程度かかるものなど生産体系がさまざまである。
  - 流通構造についても、市場出荷中心のもの、酪農のように指定事業者経由が中心のもの、肉用牛や養豚などのようにと畜場を経由するものなど営農類型毎に特徴がある。
  - これらにより、経営面も営農類型によりそれぞれ特徴がある。

6

No. 1

営農類型についてのポイント②

- 営農類型毎の特徴を踏まえた対応が必要
  - 支援先農業者の**営農類型における市場規模やマーケット、経営の特徴等を把握**した上で、相談に対応する。

    ＊経営の特徴の例

    畜産の飼料費は経営コストの3割から7割を占めるので、飼料費への対応方法が重要。
  - 単収・単価は、地域の平均値、類似の経営などと比較し、乖離がある場合は、その原因を探る。

農業経営の特徴のポイント

- 農業経営を理解する

  農業は「人の口に入る**生物を生産する**事業」であり、天候、地域の風土など**コントロールできないもの**が多い。

  企業的経営を望む農業者が多くなってはいるが、生業・家業と言われる家族経営体が圧倒的に多い。そのため、**家族経営の経営発展**は農業界にとって重要。

- 農産物販売のチャネルと流通価格構造を理解する

  利用できる**販売チャネルは多様化**してきたが、自社の農産物、生産量、品質を考慮して販売チャネルを決めていくことが重要である。また、単一ルートで全てを販売するよりは、自社に合うチャネルの複合的な選択を行うことでリスクを回避できる。

  市場流通における**段階ごとの価格構造**を把握することは、取引金額が大きくなっている市場外流通を展開する上でも参考になるため重要である。

農業経営に関する制度について
そのポイントを理解する

9

主な農業施策についてのポイント

● **施策には様々な種類があり、それぞれ要件が定められている**

施策には、人・農地プランなど**地域全体**にかかわるもの、米政策などの**各営農類型毎の様々な課題**に応えるもの、**新規就農・経営承継**のためのもの、農商工連携・6次産業化などの**事業全体**に関するもの、その他GAPや地理的表示保護制度など様々な種類があり、それぞれ**対象者などの要件**が定められている。

● **施策内容を理解し、必要なものを取り入れる**

各支援施策の活用が農業に与える影響は大きい。**制度の概要を理解**し、各農業経営体にとり、必要なものを**取捨選択して取り入れる**ことが重要である。

● **農業経営に関する主な施策**

- 人・農地プラン
- 米政策改革
- 経営所得安定対策
- 農業次世代人材投資資金
- 農の雇用事業
- 農商工連携
- 6次産業化
- 地理的表示保護制度
- GAP

No. 1

10

農業に関する保険その他の制度のポイント

農業関係では、自然災害、病虫害、農獣害等によって農業者が受ける損失や農産物の価格の低下などで**収入／利益が減少する場合**に備えて、**各種の制度が措置**されている。

- **保険・共済**

  農業共済制度：農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による**収穫量の減少等の損失を保険のしくみにより補てん**する。

  収入保険制度：農業保険法に基づき、全ての農産物を対象（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除く）に、自然災害だけでなく、**価格低下などを含めた収入減少の一部を補てん**する。
  （平成31年1月開始、受付は既に開始）

- **その他の収入減少を補てんする制度**

  米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、指定野菜価格安定制度、加工原料乳生産者経営安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）、肉用子牛生産者補給金制度、鶏卵生産者経営安定対策　など

11

農業者向けの公的融資のポイント

- **農業金融の主な特徴**

  農業は、天候などの自然条件や疾病等による高いリスクがあり、投資回収までに長期間を要することから、法律・条例・予算に基づき、**長期・低利など市中金融では対応できない条件で融資を行う「制度資金」が措置**されている。民間金融機関からの融資は、制度資金では措置されていない短期の運転資金が中心。

- **農業金融の種類等**

  農業金融において措置されているものとしては、

  - 日本政策金融**公庫による長期・低利の融資**のほか、
  - 利子補給を受けて民間金融機関が長期・低利で融資する**「農業近代化資金」**、
  - 農業者の民間金融機関からの資金借入に際して債務を保証することにより農業者の信用力を補完する「農業信用保証保険制度」、
  - 出資により農業法人の財務の安定化・対外信用力の向上を図る**「農業法人投資育成制度」**

  等がある。

12

農業者を支援する仕組みのポイント

- **農業者支援における国と都道府県の役割分担**
  - 国の施策は全国的な観点で対応することが望ましいもの、都道府県の施策は地域の実情に応じて必要なものについて措置している。いずれの施策についても基礎自治体である市町村が相談窓口となるケースが多い（農の雇用事業のように、市町村を経由しない補助事業もある）。
  - 国の支援策については農林水産省ホームページ等に掲載される資料で情報収集することが可能なので、活用したい支援策があれば相談窓口と相談する。
- **農業者を支援する組織・機関の役割を理解する**
  - 行政の出先機関から民間組織まで、さまざまな支援組織・機関が存在する。それぞれの役割を理解・認識しておくことが必要。
  - 近くの支援機関とは連携を密にし、状況を把握しておくことが望まれる。

13

農業経営に関する専門知識のポイントを理解する

No. 1

14

農業における事業承継のポイント

- **事業承継の現状**

事業承継は、単純な社長（代表）が辞める、交代するではなく、持続的な経営を行っていくために適切なタイミングで後継者にバトンタッチするものである。しかし、農業においては具体的な取り組みの**広がりを見せていない**。

- **事業承継の課題と対策**

社長（代表）自身に譲る気がなく、逆に後継者に対して何らかの不満をもっていることが根本的な課題であることが多い。社長（代表）、後継者ともに**承継の準備**を行い、いつでも引き継げる状態にすることが求められる。

- **事業承継の留意点**

事業承継には様々な類型（**親族内承継、従業員承継、第三者承継**）があり、自社にあった承継を選択することが必要。また、事業承継には、目に見える**「資産の承継」**と目に見えない**「経営の承継」**の2つがある。抜け、漏れがないよう整理することが重要。

15

農業における法人化のポイント

- **農業における個人と法人との違い**

法人化によって、法人名義での取引や契約の締結ができ、**対外的信用力の向上**や人材確保で有利になる。また、農地の所有権などの権利の取得や出資・融資などの資金調達ができるなど**経営資源の集積の面でも有利**になる。また、法人になることで**税負担も軽減**される。一方、社会保険料の負担や経理・申告業務の費用負担が生じる。

- **法人化における留意点**

法人化に際しては**事業用資産を個人から法人へ引き継ぐ**必要があり、その内容や方法により様々な税務処理が必要となる。また、**補助対象財産の法人への譲渡**について、経営に同一性・継続性が認められる場合は、国庫納付を要しない。さらに、農地所有適格法人の要件などを満たした**定款の作成**も必要。

- **様々な法人化の形を理解する**

法人形態も株式会社だけではなく、農事組合法人や一般社団法人などの様々な選択肢がある。**経営の目的に合った法人形態を選択**することが重要。

16

農地制度のポイント①

● 農地制度に関係する主な法律

「農地」とは**耕作の目的に供される土地**とされている。農地制度に関する主な法律は、**「農地法」、「農振法」、「基盤法」、「農地中間管理法」の4つ**で、それぞれ目的が異なる。運用にあたっては、農業委員会や農地中間管理機構など決められた組織が役割を果たしている。

● 農地の貸借、売買等

農地の貸借・売買には、公的な手続きを経る必要。公的な手続きを経て農地を貸借・売買するためには**3つの方法**がある。

1. 農地法に基づく農業委員会の許可
2. 市町村が作成する農用地利用集積計画の公告
3. 農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画

➢ このうち2と3については、市町村・農地中間管理機構が作成する計画に基づき、認定農業者等に利用集積を進めていこうとする制度であり、**再契約の手続きを行わない限り貸借期間が満了すれば自動的に返還**される。

➢ 農地法の許可等を受けないで行った売買・貸借は効力が生じない。

17

農地制度のポイント②

● **法人が農業を営むために農地の権利を取得したい場合**は以下の**2つの手法**がある。

- **農地所有適格法人**として農地法に規定する要件を満たす。
- 一般法人として**解除条件付き貸借**で借り受ける。

● 法人で農地の所有権を取得できるのは農地所有適格法人のみ

農地所有適格法人になるには、**4つの要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者要件）を満たす必要**がある。ただし、国や知事等の認可事項ではない。

● 解除条件付き貸借は一般法人でも個人でも可能

農地の解除条件付き貸借は、**一定の要件を満たせば、一般法人でも個人でも可能**（ただし、農地法の許可等は必要）。
農地の権利移動では、貸借が主流を占めている。

18

No. 1

農地制度のポイント③

- **農地の転用（農地以外の用地にすること）**

  農地の転用は、転用しようとする農地の所在地の農業委員会を経由して、原則として都道府県知事または農林水産大臣が指定する市町村長の許可が必要。

- **農地税制**
  - 固定資産税において農地は、一般農地・市街化区域農地に区分。
  - 一般農地は、農地としての利用を目的とした評価額（農地評価）に、負担調整措置が講じられた農地課税がなされている。
  - 市街化区域農地は、宅地並評価に負担調整措置が適用された農地に準じた課税となる。
  - また、農地を相続や生前一括贈与した場合、課税の特例がある。

◆農地に関する相談は、農業委員会、都道府県農業会議、市町村、農地中間管理機構へ。

19

農業における労務管理のポイント①

- **労働基準法の適用除外**

  農業に従事する労働者は、労働基準法に定める「労働時間、休憩及び休日に関する規定」は適用しない。したがって、農業に従事する労働者には、法定労働時間の適用がないので、「時間外労働」もない。ただし、深夜業割増は除く。

- **労働基準法の適用除外の理由**

  農閑期に十分休養を取ることができる。休憩を与えなくても農業従事者は何時でも自由に休憩がとれる等の理由から。

- **農業法人等が「加工」や「直売」を取り組む場合**

  複数の業態が混在し、従事者や管理等が明確に区分されている場合は、生産を行っている事業場には労働時間等の規定は適用されず、加工や販売を行っている事業場には、労働時間等の規定が適用される。

- **労働者保護には留意が必要**

  適用除外されていること以外は、労働基準法の適用になる。労働基準法で定める基準は、「労働条件」の最低基準である。農業だからといって最低基準を下回ってよいはずがない。

20

農業における労務管理のポイント②

● 社会保険・労働保険と農業

農業に従事する労働者の社会保険（医療保険と公的年金）の適用については

- 個人経営の場合は、従業員の人数にかかわらず原則として国民健康保険と国民年金が適用（注参照）される。したがって、保険料の事業主負担はなく、全額従業員が個人で負担することとなる。
- 法人経営の場合は、健康保険と厚生年金が強制適用になる。

注：農林漁業、サービス業を除いて、従業員が常時5人以上いる場合は、健康保険・厚生年金保険は強制適用となる

農業の労働保険（労災保険と雇用保険）の適用については

- 個人経営の場合は、労働者が常時5人未満の場合は、「暫定任意適用事業」といい、原則として任意加入となる。

◆ 農業は、労働基準法の最重要ポイントである「労働時間関係」が適用除外だが、だからこそ、労働者保護に欠けることのないよう適切な労働時間管理が求められる。

21

農業簿記・会計のポイント

● 農業会計の特徴

農業においては、貸借対照表は生物・育成仮勘定などの農業特有の貸借対照表科目があるが、商工業と農業で大きく変わるものではない。一方、育成した生物そのものの売却や農作物により国からの交付金等が交付されるなど収益の発生が商工業と大きく異なるため、損益計算書の収益の勘定科目に農業特有の勘定科目がある。

● 農業税制の特例

農業税制の特例として、「農業経営基盤強化準備金」、「肉用牛免税」、農地の贈与・相続に関する特例措置がある。また、中小企業向けの税制特例も使用可能。

No. 1

22

まとめ

◆農業界は大きく変化しており、農業経営を取り巻く状況も変わってきている。

◆同じ農業でも様々な営農類型毎に異なる経営の特徴を踏まえて相談対応する必要がある。

◆農業者を支援する施策や制度には様々なものがある。支援のしくみを把握し、タイムリーに活用することが望まれる。

◆農業ならではの様々な専門知識は、相談内容を理解するためにも必要で、正確なものが求められる。

※内容の詳細は専門家向け映像教材をご覧ください

23

【相談対応のポイント】

1

自己紹介

髙田 裕司（たかだゆうじ）
特定非営利活動法人 日本プロ農業総合支援機構（J－PAO） 上席コンサルタント

昭和61 年4 月（社）全国農協観光協会（現（株）農協観光）入会
本社、福岡、九州営業本部などで主に農協（JA）の旅行事業開業支援と社内経理業務に従事
平成18 年4 月より、働く人のカウンセリングとコーチングを開始
平成20 年8 月より、NPO 法人日本プロ農業総合支援機構（J－PAO）に勤務
プロ農業者等に対する事業化支援、農畜産物販売支援、人材育成の各事業を担当

国家資格：中小企業診断士、キャリアコンサルタント、一般旅行業務取扱主任者
その他資格等：産業カウンセラー、森林セラピスト
地理的表示保護制度活用支援窓口関東ブロック総括アドバイザー
日本政策金融公庫 林業経営アドバイザー試験合格者
これまでに農業者の経営改革プランや6次化計画の作成支援・計画達成支援、商品提案づくりから商談会支援等を全国で実施している。特に、人材育成に関するワークショップの運営、グループワークの実施による活性化策策定支援に多くの経験がある。カウンセラー・コーチとして800人以上に関わった経験もあり、「一人ひとりの強みを活かして少しでも前へ」をモットーとしている

2

No. 2

本講義のねらい

- 農業経営相談の特徴を理解する
  - 農業における経営相談
  - 多様な経営方法が存在する時代へ
  - 農業者の相談と他業種の相談との違い
- 農業経営相談の基本的な流れ
  - 経営相談の基本的な流れ図
  - 具体的な相談対応事例
- 相談受付から支援までの留意点
  - 相談を受けるときの留意点
  - 専門家につなぐときの留意点
  - 支援後のフォローに関すること
- 事務局・コーディネーターの果たす機能
  - 全体的な進行管理
  - メンバーのスキルアップに向けて
- こんなことに気をつけよう

3

農業経営相談の特徴を理解する

4

農業における経営相談

◆農業における相談は、従来は生産技術中心

- これまでの農業者からの相談内容は、「もっとおいしいものをつくるにはどうしたらよいのか」、「病気になってしまったようだがどうすればいいのか」などといった農作物の育て方など生産技術に関する相談が中心。
- そういった相談に対応するために、都道府県においては普及指導員（※）、JAグループにおいては営農指導員がその役割を長らく果たしている。

※普及指導員は、2005年から国家資格

◆現在の農業における相談は、発展段階に応じた経営相談が主流

- 現在では、農業においても多様な経営方法が存在する（詳細は次ページ以降）ようになり、経営の選択肢が増えている。
- また、加工品や直売への進出、家族経営から法人経営へなどの農業者の発展段階に応じた相談（経営相談）が主流を占めるようになってきた。

5

多様な経営方法が存在する時代へ①

◆多様な経営方法が存在する時代へ（その１）

- 従来、農業者のいちばんの関心事は、「いいもの」をつくることで、それがいくらで売れるのかについては、市場の相場で決まるものであるという認識だった。
- その後、農業者から一般消費者への直接販売や、JA（農協）や市場を通さない販売方法も一般化し、農業者自らもしくは農業者が共同して直接販路を確保することもできるようになっていった。
- 食の外部化が進む中で、農産物の供給構造も変化し、「業務用需要」という分野も拡大。
- 近年では、自らのお店の特色を作り上げるために、農業者からの直接仕入れを望むレストラン等も出てきている。

No. 2

6

多様な経営方法が存在する時代へ②

◆多様な経営方法が存在する時代へ（その２）

- その中で、農林漁業者と商工業者が互いに協力して新しいビジネスモデルに取り組む「農商工連携」や農林漁業者（一次産業）が自ら加工（２次）、流通・販売（３次）に乗り出すことで、２次・３次産業の付加価値を取り込んで、農山漁村の地域資源を活かした産業振興や所得向上につなげていこうとする「６次産業化」も発展。
- いずれも法律（「農商工連携促進法」と「六次産業化・地産地消法」）が施行されており、国が認定した事業計画には、金融や施設等に関する補助などの各種支援策が講じられている。

農業者の相談と他業種の相談との違い

◆農業者の相談と他業種の相談との違い

- 利益管理に関する感覚

他業種の経営者と比べた場合、農業者には利益管理に関する感覚が弱いことが多い。（例：農業者に損益計算書に関する利益を尋ねた場合、反応が遅れる）

- 農業経営上の様々なリスクを念頭に置く必要がある

農業の場合、生産物が天候や自然条件に左右されるというリスクがある。また、生産のサイクルが長期間にわたる場合が多く、取り組みの結果がすぐに経営上の効果となることはまれである。

- 補助金や施策の理解と活用が必要

農業の特徴に応じた様々な支援策が用意されている。たとえば稲作生産者の相談を受ける場合、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金や農業経営基盤強化準備金の知識がないと相談内容や決算書の理解に苦しむことになる。

また、正しい理解のもとで、農業者の方向性に合致する場合は、各種支援策の活用を提案することも必要なことである。

農業経営相談の基本的な流れ

9

経営相談の基本的な流れ

相談受付から支援方針案の作成、経営戦略会議の検討を経て、支援を実施し、そのフォローアップを行う

相談受付
- 相談内容の確認
- 経営状況の把握

→

支援方針案の作成
- 課題の抽出
- 支援内容（案）（専門家派遣含む）の作成

→

経営戦略会議での検討
- 支援方針の決定
- 派遣専門家の決定

→

支援の実施
- 決定した方針に基づく支援の実施
- 専門家派遣

→

経営戦略会議での検討
- 支援結果の報告
- フォローアップ

No. 2

10

具体的な経営相談対応事例①

（事例１） 集落営農の法人化

- 相談受付内容

  集落において水田経営を任意組織で請け負ってきた〇〇ファームより、「請け負う面積も増えてきており、体制整備するためにも法人化を目指したい」との相談

- 相談内容の確認と課題の抽出

  相談所のコーディネーターが詳しく話を聞き、現在の組織の状況（経営面積、収支、作物、資産の所有状況（補助事業等の利用）他）と個々の構成員の経営状況を整理、分析。課題は、法人化に向けた構成員の意識の統一であり、そのためには、構成員全員を集めた検討会（専門家派遣を含む）が必要なのではという支援方針を経営戦略会議に提案し、了承を得る

- 支援の実施

  構成員全員を集めた法人化検討会を2回開催（１回目：組織形態に関する一般的な内容説明、2回目：税理士と司法書士を交えた具体的な話し合い）→株式会社による法人化を任意組織が選択、必要な手続きを専門家の支援のもとに実施

11

具体的な経営相談対応事例②

（事例２） 販売手法の見直しと経営改善計画の策定

- 相談受付内容

  施設栽培に取り組む農業法人より「生産しているトマトを活用した加工品をつくりたい」との相談

- 相談内容の確認と課題の抽出

  相談所のコーディネーターが詳しく話を聞き、赤字経営が続いていることや経営者には営業もお金の管理もしたことがないことを把握。喫緊の課題は資金繰りの改善であり、そのためには新商品開発ではなく今あるトマトの特徴を生かし高く売ることをまず行い、併せて抜本的な経営改善計画づくりが必要なのでは（専門家の派遣含む）という支援方針を経営戦略会議に提案、了承を得る

- 支援の実施

  販売に関する専門家の支援によるトマトの販路開拓と過去の経営内容の分析を基にした経営改善計画づくり（専門家派遣）を実施→まず販路を開拓。金融機関の融資が実現し、当面の資金繰りにめどが立ち、収益改善策の実施へ

12

相談受付から支援までの留意点

13

相談を受けるときの留意点①

●相談受付

主な内容：相談受付は、現状把握と相談内容の確認がメインとなる

現状把握：最低限、営農類型、経営規模、仕入・販売の現状を聞き取り、相談者が業種・地域においてどういった位置付けにあるかを確認する

相談内容の確認：内容のポイントは相談者に伝え返しすることにより確認する

（留意点）

- はじめから何を相談したらいいのか、そのポイントをつかんでいる相談者は少ない
- 初回の相談受付（前さばき）は極めて重要。時間をかけて対応することが重要。
- 「職務上知り得た秘密を守る」ことや「個人情報を開示しない」ことを伝える
- 相談を受ける側は早合点しないように曖昧なことはしっかりと話をきくことが大事
- 相談の背景にあるものを見極める
- 回答までの所要日数、できないこと（補助金の申請書作成代行や特定の民間事業者への利益誘導行為他）
- 固定電話以外の連絡方法（携帯電話、メール、FAX等）と連絡可能な時間帯を聞く

14

No. 2

相談を受けるときの留意点②

●課題の抽出と支援方針案の作成

主な内容：相談内容と把握した現状に基づき、どんなことに取り組むのかを決め（＝課題の抽出）、その課題に対する対応案（以上を支援方針という）を作成する。そして、経営戦略会議で協議・検討する

＊支援方針案の構成内容

・課題：どんなことに取り組むのか

・対応案：時期、対応者（専門家による対応他）、期限等

（留意点）

- 相談者が話す相談内容が本来取り組むべき事項とずれている場合がある
- 経営戦略会議での検討時期は、相談者の緊急度に応じて柔軟に対応する
- 支援方針案については、経営戦略会議の前に相談者とも相談しておく

15

専門家につなぐときの留意点

●専門家の選定、依頼

主な内容：経営戦略会議での決定に基づき、専門家に今回の相談内容と課題と対応（支援）の方針を伝え、期日までに訪問の上、対応策を作成してもらう

（留意点）

- 専門家には、相談内容（相談の背景、課題と対応（支援）の方向性など）を伝え、同じことを相談者に聞かなくてもいいようにする。
- 専門家が相談者と会うときにはなるべく同席し、相談の連続性を確保すると共に、対応策の偏りを防ぐ。なお、同席が無理な場合は、専門家ならびに相談者双方に状況を確認し、共有する必要がある。
- 一回の相談では完結しないケースの場合、なるべく完了までのプロセスを明示し、次回のテーマとお互いに準備しておくことを合意するのがベター

16

支援後のフォローに関すること

●支援後のフォローに関すること

主な内容：相談対応後には、専門家派遣したしないにかかわらず、「その後どうですか」ということでの電話や訪問を実施する

（留意点）

- 専門家派遣をした案件においても、支援後のフォローは相談所が対応する（かかりつけ医的な感覚で）
- 支援が上手くいっている・いないにかかわらず、従業員の急な退職によるスケジュール変更や天候不順による予定していた生産量の減少などにより、新たな課題が発生している場合がある。それらにも場合によっては支援方針を変更して、しっかりと対応する

17

事務局・コーディネーターの果たす機能

No. 2

18

全体的な進行管理

●全体的な進行管理について

- コーディネーターが中心となり、相談案件全体の進行管理をおこなう。
- 進行管理においては、必要な対応が合意した時期までに行われているのかどうかが重要。相談したのに回答が来ない（来ても遅い）ことがあるとその方からの相談は来なくなるし、そのうわさが広まると相談所への相談件数は減っていく。
- 相談所だけでは対応できない案件については、相談者の状況に応じ、速やかに他の支援機関等へ連絡する。
- 相談カルテなどを用いて、相談案件全体について、課題と対応（支援）方法ならびにそれぞれの進行状況をメンバー間で共有する。これにより、相談対応に対する課題の切り口のイメージが広がることと上手くいっていない案件のフォローがしやすくなる。

19

経営相談会・研修会の開催

●経営相談会・研修会の開催

- 経営相談会については、農業経営相談所を広く知らせるための大事な機会となるので、なるべく多くの方に内容が伝わるように告知方法を工夫し、地域のタイムリーな情報を伝える場としても使えるものとすることが望まれる。
- 農業者を対象とした研修会については、農業経営力の向上に資するべく具体的なテーマのものが望まれる。講師は、具体的な事例を担当している者が望まれ、農業経営相談所に常駐している方であればなおよい。

＊研修会のテーマの選定方法の例

・多くの相談者から質問を寄せられる内容

・経営相談に対応している中で、農業者にとってこの観点が大事だと思われたこと

20

メンバーのスキルアップに向けて

●メンバーのスキルアップに向けて

- 相談担当者のスキルアップのために、**実際の相談事例をもとに内部で定期的にディスカッションをする**ことも有効である

  ＊ディスカッションのテーマ例

  ・相談対応におけるよかった点、反省点

  ・この相談事例から今後の相談受付に生かせるところ

- また、**相談に複数で担当**することは、**様々な視点**を相談に活かせるとともに、相談担当者**相互のスキルアップ**にもつながる
- 経営に関する**研修会への積極的な参加**と様々な農業経営に関する**最新の情報を収集すること**も必要

21

こんなことに気をつけよう

No. 2

22

経営相談対応事例①

（事例３） 相談者の話をそのまま聞いて専門家を派遣したのだが・・・・

- 相談受付内容

  農業法人経営者（電話）「クラウドファンディング（※）について教えてほしいのだが」

  ※ 通常インターネット経由で個人や組織から資金提供を受けること。群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語

  相談受付担当者「私は詳しくないが、そのことについて詳しい専門家がいるので、日時を決めてお伺いします」 →「わかりましたお待ちしています」（農業法人経営者）

- 訪問時のやりとり（相談受付担当者と専門家同席）

  クラウドファンディングの説明について、少し聞いただけで農業法人経営者は興味を無くした。話を聞いてみると、経営者は資金繰りに苦しんでいて、それを何とかしたいと考えていた。その後はその農業法人の生産物で売れなくて破棄していたものをどうやってお金に変えていくかの話となり、改めて販路開拓の専門家を紹介することとなった。

- どうすればよかったのか

  経営者の真意がどこにあるのかを早い段階で聞いておくこと。クラウドファンディングは単なる手段であり、その目的を把握することが大事だった。

23

経営相談対応事例②

（事例４） 誠実に対応しているつもりなのだが・・・・

- 相談受付内容

  ６次産業化を考えているので補助金について教えてほしい

- 訪問時のやりとり（相談受付担当者）

  補助金についての概略説明したうえで、詳しくは６次産業化サポートセンターへ聞くといいということを伝えたところ、「あそこはもう行った。話にならない」との反応。

  「こうなっているはずだと思うのだが違うのか」と自らの考えに強引に合意を求めようとする。それには応じず「こうなっている」と答えると押し問答になり、相談者は「もういい」と帰ってしまった。

- どうすればよかったのか

  どこでどのような話をされ、そこではどのような話だったのかをきちんと聞き、その中で相談者が誤解されていることはそう伝え、他の支援機関が勘違いされているならそれを確認することが大事。

24

まとめ

- 多様な経営方法が存在するようになり、発展段階に応じた経営相談が増えてきている
- 経営相談においては、現状把握と相談内容の確認が重要なポイントとなる
- それらを踏まえ、支援方針（課題と対応案）を決めることになる
- 農業経営相談所は経営戦略会議のガバナンスの下、コーディネーターが中心となって、全体的な進行管理と専門家の派遣、支援先のフォローアップを行うとともに、メンバーのスキルアップに努める必要がある

農業経営相談所

専門家向け研修会・窓口担当者向けセミナー教材

【受託者】公益社団法人日本農業法人協会
東京都千代田区二番町9-8中央労働基準協会ビル1F　電話：03-6268-9500